

平成28年度 第5回図書館協議会 議事録

開催日：平成29年2月13日（月）

開催場所：彦根市立図書館第1集会室 午後2時00分から午後4時00分まで

出席者

協議会委員：	森 貞以子	委員	【彦根市立彦根中学校】
	森 将豪	委員	【彦根市社会教育委員】
	宮嶋 泰子	委員	【ひこね児童図書研究グループ】
	久木 春次	委員	【彦根市地域文庫連絡会】
	安達 昇	委員	【彦根市PTA連絡協議会】
	國松 完二	委員	【滋賀県立図書館】
	山口 祥子	委員	【彦根の図書館を考える会】
	木村 正彦	委員	【彦根史談会】

欠席委員	矢守ひとみ	委員	【彦根市立若葉小学校】
	平井 むつみ	委員	【滋賀文教短期大学】

教育委員会 山口教育部長、山縣教育部次長

事務局 神細工図書館長、谷村図書館次長、別符係長、吉原司書

事務局：ただ今より、第5回図書館協議会を開催します。本日、矢守ひとみ委員から所用により欠席する旨の連絡がありました。平井むつみ委員は、来られていませんが、彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則第22条第2項により、会議の成立を報告します。

事務局：会議に先立ち、部長から挨拶をします。

教育部長：委員の皆さんには、昨年の図書館協議会におきまして、図書館整備基本計画（素案）に対して活発なご意見をいただきました。そのご意見を取りまとめて、12月28日から1月31日までの1か月間にわたり、広く一般の方々から意見公募（パブリックコメント）を行いました。49名の方々から、総数98件のご意見をいただきました。他の公募と比べると多くの方が意見を寄せられ、市民の皆様の図書館に対する関心の高さと行政に対する期待が現れた結果と思っています。今回、いただきましたご意見を整理し、市の考え方を取りまとめ、報告させていただきます。ご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局：彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則第22条第3項で、会議の議長は会長が務めることから、議事の進行をお願いします。

会長：彦根市図書館整備基本計画（素案）に対する意見公募の結果について事務局より報告をお願いします。

事務局：今回、いただいた整備基本計画（素案）についての意見を項目ごとに振り分け、同じ意見をまとめて件数にあげ、市の考え方を記載しました。多くの熱心な意見がありましたが、要旨を抜粋しています。この結果を市のホームページに掲載します。広報には、〈修正を行う〉、〈修正を行わない〉、〈記載済み〉、〈その他〉の4つに区分して掲載します。

〔 事務局から意見の概要および市の考え方の P1～P3 までについて報告する。 〕

会長：ただ今の報告の中で、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

委員：図書館で入手できない資料をデジタル化して保存し、オープンにしてもらいたい。例えば、御城下惣絵図のような精緻なものをデジタル化して、ポスターにすると市民が見て、彦根のよさを学んでもらえます。小学生の学習にもなります。

事務局：デジタル化は、有効な手段と認識しており、検討していきます。

委員：市民の意見をホームページに反映し、公開した後の流れを教えてください。

事務局：パブリックコメントの結果および協議会の意見を、整備基本計画（案）としてまとめ、教育委員会議に諮り、承認を得て、整備基本計画として、3月末までに市長に報告します。

委員：市民の意見については、どうしようもない。

委員：湖東圏域の拠点図書館の管理運営をどうしますか。図書館は、直営で運営すると聞いています。70万点に及ぶ図書資料の管理と歴史資料の保存と3館体制を網羅するためには、中央館が責任をもって管理する。日頃から伝えているからでなく、整備基本計画に記載してほしい。指定管理の問題があった図書館は、その文言が記載されていないことが多い。トップが変われば考え方が変わるのはいくつか、市が管理すると計画に入れた方がよい。また、市民が参加する運営委員会の設置の提案があった。これからの図書館は、この視点が必要と思う。市民の声を聴いて、図書館運営に反映する考え方を明記してほしい。

事務局：図書館は、直営が望ましいと考えています。市民参加の運営委員会の提案ですが、図書館協議会で、市民の声を反映できるようになっています。運営に対する組織が複数できるとそれぞれに整合性を取る必要があります、検討していきます。

委員：図書館整備の考え方に中央館を記載していますが、管理運営はどこがしますか。

委員：現図書館の耐震診断を行うことで、新たな図書館の整備が具体化すると思います。

事務局：耐震診断は、各委員から意見を伺っています。図書館でも必要と認識しているため予算要求しました。議会の承認を得られたら、平成29年度の早期に実施したいと考えています。

委員：整備基本計画は、この図書館をどうするかでスタートしました。

副会長：市の考え方を、再度精査し、丁寧に答えた方がよい。基本理念では、後ろ向き

の印象を与えると思われたことから、喜びを与えるメッセージを加えてはどうか意見がありました。一期一会は、決して後ろ向きの言葉でなく、彦根独自の知の蓄積を踏まえた新しい図書館を造ろうとする思いが込められています。市の考え方の中に言葉に込められた思いを付け加えた方がよい。デジタル化について、具体的に記載されていませんが、所蔵している古い資料を保存し、より身近な資料として手に取って見てもらえるように活用するとしています。具体的な取組方について検討が必要です。将来は必ず行わなければならないから、保存・活用のところでもう少し踏み込んでもよいと思います。

会長：それでは、続いて P4、P5 中央館について説明をお願いします。

事務局：平井委員から欠席の連絡がありましたので、報告します。

〔事務局から意見の概要および市の考え方の P4～P5 までについて報告する。〕

委員：中央館の建設時期が決まっていないから記載できないのはわかるが、少しでも早い時期に建設を望む思いは、各委員同じです。少しでも早期に建設することを、市の考え方として記載できないか。

事務局：現時点で、候補地の問題があり計画に記載することは難しい。少しでも前に進める気持ちが入った文言を盛り込めないか検討します。

委員：図書館は、地元住民を呼び込む効果があります。期待の大きさの表れが中央館の整備場所に対する 25 件の意見でないか。素案に河瀬・亀山学区を表記したことで、様々な意見が出た。他の地域から出た意見にも納得できるところもある。市はどのようにして場所を選定するのか。ある場所に決めると、他から反対意見が出る。一度くらいの動きだけで決まるように思えない。(仮称)新市民体育センターにサービスポイントを造ることだけが先行し、ただでさえ困難な中央図書館の建設が、さらに遅れることを危惧します。少しでもつまずけば、話が進まなくなる気がします。

事務局：中央館の建設場所については、南彦根に(仮称)新市民体育センターに建設が決まり、それを受けて教育委員会で中央館を建設する場所を協議し、議論して、素案にある河瀬・亀山学区を実現できるエリアとしてふさわしいとしました。

委員：子ども達の学びの形が、教科書や学校の授業だけでなく様々な資料を自分で使いこなす、自分の意見として築き上げる流れに変わってきました。図書館もそれに合わせる必要があります。受験勉強する人が占有し、勉強する場所がないから学習室を考えるのではなく、図書館として学習室のあり方を熟慮してもらいたい。

委員：現在、中学校でも子ども達の資料の活用能力を育てないといけないと思っています。それには、本に限らずインターネットを活用して、学習する機会を与えることは大事だ。子ども達に自分で勉強できる力を付けてもらいたいと思っているが、

保護者から、家で勉強できない子を学校で何とかしてもらえないか相談があります。学習場所の一つとして、図書館も求められています。

副会長：現在、滋賀県に19の自治体48館の図書館がありますが、学習室のある図書館はない。地域の子ども達、特に中・高生が居場所として図書館を活用していることも聞く。過去の経験から、目的を明確にして学習室を造っても、結果として受験生が、本を利用することなく、自らの参考書を持ち込み占領する事例がありました。県が補助金を出して、市町の図書館建設を支援する制度の中に学習室を造らない方針で指導を行ってきました。これが功を奏したかわからないが、県下の図書館は、他府県の図書館と比べて、図書を非常によく利用され、全国でもトップクラスになり、5年・10年で追いつけるレベルの状況ではない。だから、図書館に学習席は要らないのではなく、図書館は、子どもから大人まで来館されます。使い方も、貸し借りだけであったのが、調べものをしたり、長時間滞在する方々が増え、変わってきているため席の確保は必要です。ただ、区切られた部屋にするか、どうかは、それぞれの自治体の考えによります。意見でも、それぞれ必要と不要の両論が出されています。今は、基本的なあり方をまとめ、今後の運用の仕方を検討するにしておかないと仕方ない。実際、学習室を造られている図書館を見ると、一定の場所を占有し、市民から見ても通常の図書館の利用と違う違和感があります。維持管理の費用も生じ、ほっておけば、何をしてもわからない部屋になります。こうしたことを含めた検討が必要です。県立図書館の立場から相談を受ければ、造らないでほしいと答えています。

委員：夏の暑い時に、熱中症にならないため水分の補給は必要です。現在、館内で水を飲むと注意されます。一口お茶を飲みたくても、外に出ないといけないのは不便です。休憩コーナーは、館内にあった方がよい。また、お話し会などに参加した親子が水分を取り、休憩できる部屋は必要です。

委員：中央館の整備場所は、立地条件や用地の観点から河瀬・亀山学区とされています。予算の関係もあるが、これから少子高齢化が進み、高齢者の利用も増え、彦根の地域性や風土を加味した場所を決めていただきたい。

会長：中央館は、高齢者が行きやすく、アクセスのよい場所の考えでよいですか。

委員：市内4駅周辺の議論の前提には、公共交通機関が通っている場所に土地を確保しなければならない。どこでもよい訳でない。現図書館は、交通機関が整備されていないので、もっと行きやすくなれば期待感が高まると思います。

委員：情報コーナーで持込みパソコンを使用できるようにすると、図書館は、静かなところと考えている方にとってキーボードを叩く音が気になるので、検索するために必要な場所を決めておいた方がよい。また、慣れた人はスキャナを使って本を取り込むこともでき、著作権の侵害の恐れがあります。しかし、今後のことを考えると、情報機器を正しく使用できるのであれば、持ち込みもよい。今の段階

では、折り合いが難しいため、検討する必要があると思います。

会長：対面朗読室の必要性について意見ありますか。

副会長：図書館は、古くから障害者サービスに取り組んでいます。図書館サービスの基本は、本の提供であり、墨字で印刷された資料が利用しにくい方にも同等に提供します。そのサービスの一つに対面朗読の手法があります。昨年、障害者差別解消法が施行され、職員は合理的配慮の対応をどこまでできるか。基礎的環境整備として、いつ来られても対応できるように、それぞれの施設で整備しなければなりません。利用頻度の問題でなく、障害をもつ方が、対面朗読で本を読んでもらい情報を得る確立したサービスとして、図書館に必要な設備です。大きさは別に、静かな部屋を必ず設けなければなりません。月に1回しか使用しないから必要ないレベルの話でない。最近、ノートパソコンが普及し、無線LANが配備されています。図書館がパソコンを用意するより、各自で持参していただき、閲覧室などで活用していただく方向に移行しています。県立図書館も、パソコンの持込みを自由とし、電源も貸しています。音の問題から、エリアを設ける図書館もありますが、設けていないため、利用者からうるさいと申出があれば、止めてもらいます。情報コーナーに図書館が機器を揃えると、費用が掛かるので、個人持ちで対応するなど利用しやすい施設づくりが必要です。

会長：彦根市は、滋賀県立視覚障害者センター（点字図書館）があるからよいのですか。

副会長：滋賀県立視覚障害者センター（点字図書館）を利用される方は限定されます。公共施設として、協力して資料提供に対応すべきです。図書館を利用する方には、視覚障害者や活字本が読めない高齢者もいます、障害者手帳を持っている方だけでないから対象範囲は広い。

会長：それでは、続いて P6～P8 北部館から説明をお願いします。

〔 事務局から意見の概要および市の考え方の P6～P8 までについて報告する。 〕

副会長：（仮称）新市民体育センターサービスポイントとサテライト館の定義されないまま、新聞に掲載されたことから、サテライト館のイメージがバラバラな気がします。図書室をサテライト館として、新市民体育センターに併設してほしい意見があります。サテライト館は、図書館と言わない。小さな図書室をサテライト館と位置づけている図書館があります。言葉の意味が、市民に理解されていないと思う。南部館について、様々な意見が出ました。造るとすれば、単独館にするか、複合館にするか。大学と併設する意見も含めて、広く検討材料にするとよいと思います。

会長：資料 P7 No19（仮称）新市民体育センターサービスポイントの市の考え方には、（仮称）新市民体育センターに設けられる図書室と別に図書の貸出・返却、検索

できるサービスポイントの設置とあるが、燦ぱれす内の図書室と別に図書室が設けられる意味でよいか。

事務局：素案のP26 連携・協力体制に示しているように、図書館とは別に(仮称)新市民体育センター内に、現在の燦ぱれすにある図書室を引き継いだものを設けられ、そして、別途サービスポイントとして貸出・返却、検索ができる端末を置き、地域館と同様に中央館が支援します。

事務局：(仮称)新市民体育センターに図書室とサービスポイントの2つできるが、図書館と直接関わりがあるのは、サービスポイントです。

会長：図書室を支援し、図書館機能はないことですか。

事務局：図書室であり、図書館機能をもったサービスポイントです。図書館は、(仮称)新市民体育センター内の図書室の管理はしないが、サービスポイントは管理下に置きます。今後のプランの中で、具体的に進めることとなります。

副会長：設管条例のない図書館をサービスポイントとして、機能だけを持たせる意味が、市民にわかりにくいと思います。

委員：協議会で、図書館は中央館・北部館・南部館とします。市民体育センターにはたちばな号程度の業務とし、中央館から本の貸出や返却など若干のサービスを地域の方が受けられることでした。それが大前提であり、後から図書館になるのは駄目だ。そこを確認しておくことで合意しておきたい。

委員：P26 連携・協力体制図内の(仮称)新市民体育センターサービスポイントの位置づけがおかしいとありました。これは、市民が理解できていないことでないか。

委員：パブコメの意見に関して、理解してもらえないと思います。面倒な話は、身を尽くして説明するか、取り下げるかです。

委員：図書館全体のイメージ図に(仮称)新市民体育センターサービスポイントがあると、図書館に間違えられないか。

委員：北部館・南部化と同格と思われます。

委員：(仮称)新市民体育センターサービスポイントを削り、上部の(仮称)新市民体育センター図書室に含めてはどうですか。

副会長：サービスポイントを中に残し、図書室を外に出していることがわかりにくい。

委員：中央館は、北部館と南部館を支援します。(仮称)新市民体育センターサービスポイントがあると、図書館と間違われます。それぞれ支援の意味が違うので、外に出せばよいと思います。

事務局：今まで頂きました意見を参酌してとりまとめます。地元から図書の貸出・返却や端末を置いて検索、予約できるサービスポイントとしての図書館機能の要望を聞いています。上手く整合性が取れる形でまとめたい。

委員：誤解されたまま一人歩きすると紛糾のもとになるので、はっきりさせた方がよい。

委員：サービスポイントへの支援は、中央館であるが、その時になれば現図書館がす

るのか。

事務局：3館が整備された場合、中央館が支援します。しかし、サービスポイントが早くできれば、現図書館が支援します。

委員：パブコメの意見のようにサービスポイントが、あちこちで造られ、中央館の建設が後回しでは困ります。国体の整備で市民体育センターの代替地が、南彦根に決定した。以前は、図書館の候補地であったが、地元から燦ばれず図書室を引き継ぐ強い要望があり、数年後にサービスポイントとして整備されます。一方、中央館は建設時期を明示できない。この先、建設の目途を決めないと、連携・協力体制は、いつになれば完成するのか、工程表を示してほしい。将来構想を示しても、それまでは現図書館で運営する曖昧なことではいけない。

委員：中央館ができ、北部館が残る場合の人員配置はどうなりますか。本来、サービスポイントの実現は、中央館ができ、人員配置がわかってからの話だと思います。図書館が近くに建ち、利点を受けられる地域の人には、便宜が図られてよいが、全体をみるとサービスポイントが直ぐにできるのは危険だと考えます。

委員：現時点で、いつまでか言えない。3月に整備基本計画を策定し、来年度は耐震診断を行い、その次に実施計画を作る。それと併せて、用地の確保も進めるようなプロセスを作るとよい。そこで市民にいつ頃になるか考えてもらえばよい。理想であるが、大まかな工程が出せるとよい。また、中央館があって、北部館・南部館・サービスポイントと整備の順番を示してもらえるとよかった。

委員：サービスポイントは、北部館や南部館と同様に中央館が支援します。利用者が多いことを踏まえて、南部館の開架冊数5万冊程度くらいの整備をお願いします。

副会長：整備基本計画の次の段階は、基本設計や用地取得、財源などを確定するのは、教育委員会か市全体のどちらが検討委員会を立ち上げるのか。今後の計画を示すことができればよい。整備基本計画は、中央館ができてからの計画であるから、サービスポイントが先にできた後、中央館ができるまで現図書館がサポートすることなどを見越したサービス計画が作れるとよい。北部館の耐震診断を実施後に、中央館ができる前提で先に改修に掛かるなど手法は様々です。公表後、考えていかなければなりません。

委員：P23 その他スペースに「赤ちゃんの駅」とあるが、特別なものですか

事務局：福祉に担当課があり、赤ちゃんの授乳やおむつ交換に関しての相談があったときの受入施設として表示しています。

委員：他の施設にもありますか。

事務局：設備を整えた施設は、授乳室やおむつ交換室を設け、明示しています。最近、トイレを改修し、おむつ交換台を置き、赤ちゃんの駅の登録をしました。授乳室は、専用の部屋を設けていませんが、集会室の利用がないとき、使用してもらう配慮をしています。

副会長：図書館のブックスタート事業の取組と関係します。4カ月健診時に図書館職員が出向き、絵本を渡しています。また、ボランティア団体や職員が、乳幼児を対象に「おひぎでだっこのおはなし会」を行っています。

事務局：大・小会議室を設け、大人向けの講演会や子ども向けのおはなし会なども引き続き実施していきます。

委員：北部館に「特徴を持たせた図書館として、観光に訪れた人が、立ち寄る流れを作ることを期待する。」意見がありました。図書館は、地域の方に対してのものです。図書館から発信できる古い資料があるから上手く活かしてほしい。また、北部館は、一般向けの本に関しては、今よりも縮小整備されることになるが、古いものを活用すれば、むしろ拡大します。皆さん、新しいことに関しては一生懸命に取り組まれるが、今から古いものを収集しようと思っても集まらない。貴重な宝を数多く所蔵しているから、古いものを忘れることなく、資料を発信できる千載一遇の機会として、ぜひ紹介していただきたい。そう考えると、中央館ができたとき、サービスポイントに人手が取られることになれば、職員は不足します。

委員：子ども議会でも、稲枝学区の子どもから、稲枝に図書館がほしい意見があったので、PTAの立場から南部館の整備をお願いします。

委員：パブコメで出された意見と市の考え方は、ホームページに公開されますか。

副会長：今後の流れで、教育委員会議会で承認された後の議会への説明はありますか。

事務局：意見を修正してホームページに載せます。また、議会に説明も行います。

副会長：3月の教育委員会議にかかけられますか。

事務局：今回、市民から出された意見、図書館協議会の意見をまとめて彦根市図書館整備基本計画（案）を作ります。その案を教育委員会議に諮り、承認を得て、教育委員会の計画となります。それを市長に報告し、前に進めていきます。

副会長：その後について、何か考えていますか。

事務局：来年度は、耐震診断を行います。北部館の老朽化があるが、特色ある図書館として位置づけています。改修するのに、どの程度の費用を要するのか。1市4町の定住自立圏では毎月館長会議を実施し、情報交換しています。拠点図書館は、彦根市の財源で整備します。物流や情報システムの統合は、定住自立圏共生ビジョンの中でもそれぞれ応分の負担をいただく説明をして、了解を得ながら前へ進めます。整備基本計画策定後の気運を盛り上げていくように、図書館協議会やボランティア団体にもご協力いただき、前に進めるように取り組んでいきたい。

会長：本日の協議はすべて終了しました。

事務局：今後は、皆さんのご意見を参考にして、彦根市図書館整備基本計画策定に向けて進めます。以上をもちまして、平成28年度第5回図書館協議会を終了します。